

石運輸第234号の2
令和7年8月4日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について」(平成15年2月28日付け公示第111号)の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知がありましたので、了知願います。

北信交貨第70号
令和7年8月1日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び
事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について」（平成
15年2月28日付け公示第111号）の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので、各運輸支局においても公示される
とともに関係者へ周知し、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

公 示

公示 第 3 3 号

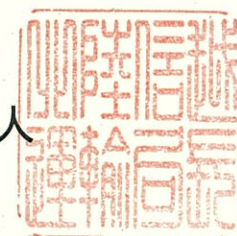
「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画
変更認可申請等の審査基準及び処理期間について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理
期間について」（平成15年2月28日付け公示第111号）を別紙のとおり一部改正する。

令和7年8月1日

北陸信越運輸局長

佐橋 真人



新	旧
公示第 1 1 1 号 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について 標記について、下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 5 年 2 月 2 8 日 北陸信越運輸局長 園田 良一 記 1. (略) 2. 標準処理期間 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の標準処理期間については、次のとおりとする。 (1) ～ (1 1) (略) (1 2) 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 1 ～ 3 ヶ月 (1 3) 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 1 ～ 3 ヶ月 (1 4) 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 1 ～ 3 ヶ月 (1 5) 運輸支局長から地方運輸局長への進達 5 ～ 1 0 日 (1 6) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 2 ヶ月 3. (略) 附 則 1. この公示は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。 2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」(平成 1 4 年 7 月 1 日付け北陸信越運輸局長公示第 2 9 号(以下「旧公示」という。))は、平成 1 5 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。ただし、平成 1 5 年 3 月 3 1 日までに当局管内の運輸支局において受理した事案の標準処理期間については、な	公示第 1 1 1 号 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について 標記について、下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 5 年 2 月 2 8 日 北陸信越運輸局長 園田 良一 記 1. (略) 2. 標準処理期間 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の標準処理期間については、次のとおりとする。 (1) ～ (1 1) (略) (新設) (新設) (新設) (1 2) 運輸支局長から地方運輸局長への進達 5 ～ 1 0 日 (1 3) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 2 ヶ月 3. (略) 附 則 1. この公示は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。 2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」(平成 1 4 年 7 月 1 日付け北陸信越運輸局長公示第 2 9 号(以下「旧公示」という。))は、平成 1 5 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。ただし、平成 1 5 年 3 月 3 1 日までに当局管内の運輸支局において受理した事案の標準処理期間については、な

お、旧公示によるものとする。 附 則（平成２５年１０月１０日付け公示第５４号で一部改正） １．この公示は、平成２５年１０月１０日から適用する。 附 則（令和元年９月１７日付け公示第４９号で一部改正） １．この公示は、令和元年１１月１日から適用する。 附 則（令和７年８月１日付け公示第３３号で一部改正） １．この公示は、令和７年８月１日から適用する。	お、旧公示によるものとする。 附 則（平成２５年１０月１０日付け公示第５４号で一部改正） １．この公示は、平成２５年１０月１０日から適用する。 附 則（令和元年９月１７日付け公示第４９号で一部改正） ２．この公示は、令和元年１１月１日から適用する。 （新設）
--	---